令和3年5月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和3年5月25日

	決		裁	
会 長	局 長	係 長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

- 1 開催日時 令和3年5月25日(火)午後1時30分から午後2時12分
- 2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室
- 3 出席委員

農業委員(13人)

 会長:
 1番:
 松村 孝市
 会長代理:
 2番:
 榎本 太

 委員:
 3番:
 本間 浩
 委員:
 4番:
 南波 雅子

 委員:
 5番:
 澁谷 和幸
 委員:
 6番:
 柳澤 兵庫

 委員:
 8番:
 西奈美 公平

 委員: 9番: 藤村 信広
 委員:10番: 忠 貞夫

 委員:11番: 川上 勝之
 委員:12番: 今井 輝子

農地利用最適化推進委員(7人)

員:13番: 馬場 勝

 委員:中条:15番: 佐藤隆
 委員:中条:16番: 高橋 一栄

 委員:乙:17番: 小泉正
 委員:乙:18番: 石栗博美

 委員:築地:19番: 小熊威
 委員:築地:20番: 浮須宗之

 委員:黒川:21番: 今井明
 委員:黒川:22番: 片野賀津雄

委

員:14番: 安城 守英

4 欠席委員(0人)

委

委員: 7番: 田村 信秀

- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 諸般の報告
 - 第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第5号議案 耕作放棄地の農地・非農地の判断について

第6号議案 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

第7号議案 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

6 農業委員会事務局職員

事務局長:榎本富夫、係長:高橋知也、主任:伊藤崇

7 会議の概要

ただ今から、令和3年5月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は13名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、 会議は成立いたしました。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、8番西奈美公平委員、9番藤村信広委員のお二人にお願いいたします。

次に日程第2、諸般の報告をいたします。

事務局報告願います。

事務局

それでは、ご報告いたします。

皆様のお手元にお配りしましたのは、4月の総会以降の行事等の内容であります。

4月27日、赤川地区の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、榎本委員、 本間委員に案件を審査していただきました。

5月18日、5月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、2班の委員の皆様に案件を審査していただきました。

以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。

議長

以上で諸般の報告を終わります。

次に日程第3、議事に入ります。

始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といた します。

事務局説明願います。

事務局

第1号議案をご説明いたします。

議案書1ページをお願いします。

第1号議案は、譲渡人からの要望による売買が1件であります。

この案件は、譲渡人からの要望により、村松浜地内の畑について売り渡しするもので、申請面積は51 m²、売買価格は総額○○円であります。

第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たして おります。

以上で説明を終わります。

議長

第 1 号議案の事前審査結果について、4 番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。

4番

それでは、ご報告いたします。

去る5月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、2班の委員4名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。

第1号議案は、譲渡人からの要望による売買が1件であります。

詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。

11番

ちょっといいですか、今の案件ですけども 51 ㎡で○○円ということで、これ少し相場よりも高いようなんですけども、宅地の側とか立地条件によってこの値段になったんですよね

事務局

今回の案件につきましては、宅地の近くというか村松浜の集落の近くであります。 通路が無くて話し合いの結果、この金額になったと聞いております。

11番

やはり宅地の近くでまるっきり畑というわけではないのか、というか地目は畑だけども宅地に近いというか。

事務局

作業で通るために必要と聞いております。

11番

分かりました。

議長

他に質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は 挙手願います。

(農業委員・挙手)

議長

賛成多数と認めます。

よって、第1号議案は、許可することに決定いたしました。

次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局

第2号議案をご説明いたします。

議案書1ページをお願いします。

第2号議案は、車庫建築のための転用が1件であります。

この案件は、乙地内の田及び畑において車庫建築のために転用するもので、申請者の祖父が昭和57年に車庫を建築しましたが、今回隣地に住宅を建築する際、許可を受けずに農地を利用していたことが判明したものであります。今後はこのような違反等が無いよう、事前に相談・確認するなど再発防止に努める旨の始末書が添付されていることを申し添えます。

第2号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

第 2 号議案の事前審査結果について、4 番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。

4番

それでは、ご報告いたします。

第2号議案は、車庫建築のための転用が1件であります。

詳細につきましては事務局説明のとおりであり、現地を確認し、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長

質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第 2 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は 挙手願います。

(農業委員・挙手)

議長

賛成多数と認めます。

よって、第2号議案は、許可することに決定いたしました。

次に、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局

第3号議案をご説明いたします。

議案書2ページをお願いします。

第3号議案は、住宅建築のための転用が1件、駐車場拡張のための転用が1件、資材置場のための事業計画変更が1件、砂利採取のための一時転用が1件の計4件であります。

1番の案件は、都市計画用途地域である西本町地内の休耕畑において、住宅を建築するための転用で、申請面積は341 m²、建築面積は122.56 m²、土地売買価格は○○円、坪当たり約○○円であります。

2番の案件は、下赤谷地内の休耕畑において、隣接する樽が橋遊園の駐車場拡張のための転用で、申請面積は860 m²、寄付採納を受けたものであります。

3番の案件は、中倉地内の畑において、仮設現場事務所及び休憩所として一時転用するもので、ほ場整備事業苔実地区のファームポンドが第3次工事となるため、期間を延長する事業計画変更の申請であり、所要面積は625㎡であります。

4番の案件は、高野地内の田から砂利採取のための一時転用及び事業計画変更で、追加区域は現在砂利採取を行っている箇所の山側となります。追加区域としては合計 5

筆あり所要面積は 18,718 ㎡、合計で 30,315 ㎡、採取期間は追加区域について許可の 日から令和 4 年 12 月 31 日とするものであります。

第3号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。

3ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。

以上で説明を終わります。

議長 第 3 号議案の事前審査結果について、4 番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。

4番 それでは、ご報告いたします。

第3号議案は、住宅建築のための転用が1件、駐車場拡張のための転用が1件、資材置場のための事業計画変更が1件、砂利採取のための一時転用が1件の計4件であります。

詳細につきましては事務局説明のとおりであり、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長 ただ今、第3号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長 質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第3号議案の1番から3番については、県農業会議に諮問せずに許可し、4番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに賛成の委員は挙手願います。

(農業委員・挙手)

議長 賛成多数と認めます。

よって、第3号議案の1番から3番については、県農業会議に諮問せずに許可し、4番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに決定いたしました。 次に、第4号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

この第4号議案は、所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。

事務局説明願います。

事務局 第4号議案の所有権移転について、ご説明いたします。

議案書4ページをお願いします。

この案件は、赤川地内の田について、体調不良により耕作の継続が困難となり、後継

者も居ないため、売り渡しを希望されたものであります。

譲受人は、経営状況等も問題がない認定農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。売買価格は総額○○円、10 a 当たり○○円であります。

第 4 号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。

以上で説明を終わります。

議長 第 4 号議案の所有権移転のあっせん審査結果について、2 番榎本太あっせん審査委員長から報告をお願いします。

2番 第4号議案の所有権移転についてご報告いたします。

去る4月27日に農業委員会会議室におきまして、私と本間委員と売り手、買い手、 事務局にて、あっせん審査会を開催しました。

売り手は、体調不良により耕作の継続が困難なこと、また農業後継者も居ないことから、農地を売りたいと申し出がありました。

買い手は、認定農業者であり、耕作面積及び経営状況等も問題無く、あっせん譲受け 台帳にも登録されております。

私も現地を確認しましたが、高速の側で四角の土地ではなく三角の面がある変形の田んぼでした。それにもかかわらず現在の相場である〇〇円で良いということで売買価格の設定となりました。あっせん審査会では以上のような条件を踏まえまして、問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、第4号議案の所有権移転の事前審査結果について、4番南波雅子事前審 査委員長から報告をお願いします。

4番 それでは、ご報告いたします。

第 4 号議案の所有権移転につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長 ただ今、第4号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに 事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等あり ましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長 質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第 4 号議案の所有権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(農業委員: 挙手)

議長 賛成多数と認めます。

よって、第4号議案の所有権移転は、承認することに決定いたしました。

次に、第4号議案の利用権設定を審議といたします。

第 4 号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。

事務局説明願います。

事務局 第4号議案の利用権設定について、ご説明いたします。

第4号議案の利用権設定の1番は、労力不足により農地中間管理機構と11年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、19,000円であります。

第4号議案の利用権設定の1番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。

以上で説明を終わります。

議長 第 4 号議案の利用権設定の 1 番の事前審査結果について、4 番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。

4番 それでは、ご報告いたします。

第4号議案の利用権設定の1番は、労力不足により農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが1件であります。

詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会ではいずれの案件も承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長 ただ今、第4号議案の利用権設定の1番について、事務局及び事前審査委員長から 説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいた します。

(質疑・なしの声)

議長 質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第4号議案の利用権設定の1番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(農業委員:挙手)

議長 賛成多数と認めます。

よって、第4号議案の利用権設定の1番は、承認することに決定いたしました。

次に、第4号議案の利用権設定の2番について審議いたします。

なお、○○番○○委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。

(議事参与委員・退室)

議長
それでは、事務局説明願います。

事務局 第4号議案の利用権設定の2番をご説明いたします。

この案件は、労力不足により認定農業者に 5 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、コシヒカリ 70kg であります。

第4号議案の利用権設定の2番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。

以上で説明を終わります。

議長 第 4 号議案の利用権設定の 2 番の事前審査結果について、4 番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。

4番 それでは、ご報告いたします。

第4号議案の利用権設定の2番は、労力不足により賃借権を再設定するものであります。

詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長 ただ今、第4号議案の利用権設定の2番について、事務局及び事前審査委員長から 説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいた します。

(質疑・なしの声)

議長 質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第4号議案の利用権設定の2番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(農業委員:挙手)

議長 賛成多数と認めます。

それでは、ここで○○委員に入室していただきます。

(議事参与委員・入室)

第4号議案の利用権設定の2番については、承認することに決定いたしました。 次に、第5号議案「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局

第5号議案をご説明いたします。

議案書5ページをお願いします。

第5号議案の1番は、山王及び高畑地内の畑4筆1,526 m²であります。

この案件は、農地パトロールにより耕作放棄地の B 分類と判定され、現況は原野化しており、農地への復元は困難であると考えられ、農地法の対象となる農地ではないものと思われます。

第5号議案につきましては、農地に該当しない「非農地」として判断し、ご提案いた しました。

5ページ下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。

議長

第 5 号議案の事前審査結果について、4 番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。

4番

それでは、ご報告いたします。

第5号議案の「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」は1件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、当案件は原野化し、農地に復元す

ることが著しく困難と認められることから、事前審査会では「非農地」であると判断 いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今、第5号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長

質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第 5 号議案について、事前審査委員長報告のとおり「非農地」として判断することに、賛成の委員は、挙手願います。

(農業委員: 挙手)

議長

賛成多数と認めます。

よって、第5号議案は「非農地」と判断することに決定いたしました。

次に、第6号議案「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につ

いて」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局

第6号議案をご説明いたします。

議案書6ページをお願いします。

第6号議案は、農地等の利用の最適化を推進するにあたり、令和2年度に目標とした数値等に対して、どのような結果になったのかを点検・評価し、ホームページ等で公表するものであります。

左側 I においては、令和 2 年度の農業委員会の状況であり、1 番の農業の概要では、 耕地面積・遊休農地面積及び農家数や農業者数が記載されております。各数値につい ては、農林業センサスをはじめとした各種統計に基づいたものであります。

右側のIIの担い手への農地の利用集積・集約化については、胎内市で作成された「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」のなかで、令和 5 年度までに耕地面積の90%を集積面積の目標とすると定めております。

1の現状及び課題には、令和3年3月現在で集積率79.8%であり、県内では高い数値ではありますが、目標までには今後も集積を図る必要があります。

2の令和2年度の目標及び実績については、単年度で達成状況99.3%となりましたので、概ね達成できておりますが、評価にもありますとおり、継続的な取り組みが必要であると考えております。

議案書7ページをお願いします。

左側は、Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、令和 2 年度においては、新規参入 2 経営体となり目標を達成しました。今後も市報やホームページでの周知のみならず、他の活動も検討する必要があると考えております。

右側のIV遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、皆さまに農地パトロール等をしていただいた結果、解消面積は 1.4ha となり、達成状況は 69%となりました。毎年 2.0ha 解消目標としておりますので、今後も解消に向けた取り組みをよろしくお願いします。

議案書8ページをお願いします。

左側は、V違反転用への適切な対応でありますが、令和3年3月現在において、違 反転用はありませんでした。

右側は、VI農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でありますが、1番の農地法第3条、2番の農地転用、いずれの事務につきましても是正が必要な項目は、特になかったと考えております。

議案書9ページをお願いします。

左側の3番、農地所有適格法人の状況については、報告等も適切に行われております。4番の情報の提供等につきましても、特に問題は無かったと考えております。

右側の、VII地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容は、例年開催されております認定農業者との意見交換が中止となったこともあり、特に意見等がありませんでした。

最後になりますが、WI事務の実施状況の公表等については、総会の議事録及び活動計画の点検・評価をホームページにおいて、公表していること、また、胎内市宛に提出した意見の概要を記載しております。

以上で説明を終わります。

議長

ただ今、第6号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご 質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長

質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第6号議案について、事務局案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

(農業委員: 挙手)

議長

賛成多数と認めます。

よって、第6号議案は承認することに決定いたしました。

次に、第7号議案「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」 を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局

第7号議案をご説明いたします。

議案書10ページをお願いします。

第7号議案は、令和3年度における農業委員会の活動計画を定めるものであります。 左側のI農業委員会の状況につきましては、第6号議案と同様の項目で、4月1日以 降の数字となっております。

右側のII担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、最終目標である令和5年度における集積率90%を目指すにあたり、これまでの集積面積に、今後5年間で達成を目指す面積のうちの1年分を加算した集積目標になっております。

Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、昨年同様 1 経営体 といたしました。

議案書 11 ページをお願いします。

IV遊休農地に関する措置につきましては、遊休農地の解消面積の目標を昨年度と同じ 2.0ha としましたので、農地パトロールをはじめ遊休農地の所有者に対する指導などをお願いいたします。

最後になりますが、V違反転用への適切な対応につきましては、これまでと同様に 発生防止のための周知活動を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い いたします。

以上で説明を終わります。

議長

ただ今、第7号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご 質問等ありましたらお受けいたします。 (質疑・なしの声)

議長 質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第7号議案について、事務局案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

(農業委員: 挙手)

議長 賛成多数と認めます。

よって、第7号議案は承認することに決定いたしました。

これで、本日の全ての日程を終了いたしました。

これを持ちまして、令和3年5月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、	相違ないことを証するため署名します。
令和3年5月25	日

議	長			
8	番			
Q	釆			